

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 那賀町工業用水道事業会計

事業名	工業用水道事業		
事業開始年月日	平成3年1月28日	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名※	那賀町	職員数※ (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	28.4円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	311 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	49 (H18)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.19 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率※ (%)	20.8 (H19)
		経常収支比率※ (%)	89.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 該当なし
[合併期日：平成17年3月1日 合併前市町村：驚敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村] 市町村合併前は旧驚敷町のみ工業用水道事業を実施していたため、合併時には統合相手となる公営企業もなく、事業内容をそのままに那賀町工業用水道事業へ移行した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る那賀町工業用水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	那賀町長 坂口 博文
既存計画との関係	那賀町行政改革集中改革プラン H17～H21年度
公表の方法等	町議会へ報告、町ホームページにおいて公表
基 本 方 針	那賀町工業用水道事業では現在、契約企業2社に対して給水し、経営安定のため責任使用水量制をとっている。更なる経営改善のためには支出部分の縮減を図る必要があるが、そのほとんどが企業債元利償還金であるため、計画年度中において公的資金補償金免除繰上償還等制度を活用し高利率債の繰上償還を行い、後年度元利償還金の縮減と、企業債残高の減額に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	31	0	31
	補償金免除額	0	7	0	7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	9	0	9

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	工業用水道事業	0	30,920	0	30,920
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	30,920	0	30,920
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)－(B)		0	30,920	0	30,920

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度9月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	工業用水道事業	0	7,807	0	7,807
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	7,807	0	7,807
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)－(B)		0	7,807	0	7,807

注１ 地方債計画の区分ごとに記入すること。

注２ 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	那賀町工業用水道事業は平成2年度より、鷺敷工業団地へ給水を開始し現在、契約企業2社に対して工業用水を供給している。鷺敷工業団地は地域の産業振興と雇用の創出を図り、地域の活性化を図ることを目的として建設されたものであり、工業用水道は工業団地の重要なインフラとしてその産業活動を支えている。施設能力は1日2,440立方メートルで、全国の事業体の中では小規模だが、豊富な那賀川の水を利用して地域産業の発展に寄与している。 財務状況についてであるが、収入は企業からの料金収入が主であり、経営安定のため責任使用水量制をとっているため、安定した収入がある。支出面では担当事務職員の人件費を平成17年度より一般会計において経常しているため人件費の支出はなく、その多くは施設の減価償却費と企業債の元利償還金であり、元利償還金は総支出の約50%、減価償却費は約33%を占めている。（平成18年度決算時） 本会計においては現状、企業からの料金収入で独立採算できており他会計からの繰入金は受けていない。
経 営 課 題	課 題 ① 企業債元利償還金の減額による資本的支出の減額。 公的資金補償金免除繰上償還等制度活用による高利率企業債の繰上償還。 新規借入債の抑制。
	課 題 ② 営業費用の削減。 人件費他会計計上 動力費節減のため電力使用にかかる契約内容を変更 耐用年数を上回る施設使用に努め、建設改良や修繕にかかる経費を節減。
	課 題 ③
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	元々が独立採算可能な公営企業会計であり、責任使用水量制による安定した料金収入が見込めることなどから、現状、支出の大部分を占める企業債元利償還金の減額を図ることがもっとも効果的な経営健全化施策である。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

年度	平成23年度
----	--------

区 分			年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	28	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		(1) 料 金 収 入	28	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
		(3) そ の 他											
		2. 営 業 外 収 益	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	
	収 入	(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 補 助 金											
		そ の 他 補 助 金											
		(2) そ の 他	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	
		収 入 費 用 計 (C)	29	30	30	30	30	29	29	29	29	29	
収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用	16	18	12	24	21	20	20	18	18	18	
		(1) 職 員 給 与 費	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
			基 本 給	1	1	1							
			退 職 手 当										
		そ の 他	1	1	1								
	(2) 経 費	5	7	1	6	4	3	3	3	3	3		
		動 力 費	1	1	1	2	2	2	2	2	2		
		修 繕 費				3	1	1	1	1	1		
		材 料 費											
	支 出	そ の 他	4	6		1	1						
(3) 減 価 償 却 費		9	9	9	18	17	17	17	15	15	15		
2. 営 業 外 費 用		10	9	5	10	9	8	8	5	5	5		
(1) 支 払 利 息		9	9	5	9	9	8	8	5	5	5		
(2) そ の 他		1	0		1								
支 出 計 (D)	25	27	17	34	30	28	28	23	23	23			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			4	3	13	-4	0	1	1	6	6	6	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			4	3	13	-4	0	1	1	6	6	6	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			30	34	37	44	41	42	42	43	48	53	
流 動 資 産 (J)	58		54	248	29	35	34	12	25	30	35		
	う ち 未 収 金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
		流 動 負 債 (K)	12	6	223	0							
		う ち 一 時 借 入 金	0		0								
う ち 未 払 金			12	6	203								
不 良 債 務 (L)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (M)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)			28	29	28	28	28	28	28	28	28	28	
資 金 不 足 比 率 ((M)/(N)×100)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:百万円,%)

区 分			年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	230	9	10						
		2. 他 会 計 出 資 金											
		3. 他 会 計 補 助 金											
		4. 他 会 計 負 担 金											
		5. 他 会 計 借 入 金			20								
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
		8. 工 事 負 担 金											
		9. そ の 他											
	計 (A)	0	0	250	9	10	0	0	0	0	0	0	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	0	0	250	9	10	0	0	0	0	0	0	
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	5		285							
うち 職 員 給 与 費													
2. 企 業 債 償 還 金			3	3	7	16	17	16	38	5	14	14	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)	11	6	296	20	21	20	42	9	18	18			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			11	6	46	11	11	20	42	9	18	18	
補 て ん 財 源	補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	11	6	46	11	11	20	42	9	18	18	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
		3. 繰 越 工 事 資 金											
		4. そ の 他											
計 (F)	11	6	46	11	11	20	42	9	18	18			
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 現 在 高			6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	
企 業 債 現 在 高			109	103	326	319	311	295	257	252	238	223	
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		109	103	326	310	295	281	244	241	228	215	
	うちそ の 他 に 係 る も の					9	16	14	13	11	10	8	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※	(%)	112.0	107.4	164.7	82.4	93.3	100.0	100.0	121.7	121.7	121.7
総収支比率(法適用)	(%)	116.0	111.1	176.5	88.2	100.0	103.6	103.6	126.1	126.1	126.1
経常収支比率(法適用)	(%)	116.0	111.1	176.5	88.2	100.0	103.6	103.6	126.1	126.1	126.1
営業収支比率(法適用)	(%)	175.0	161.1	233.3	116.7	133.3	140.0	140.0	155.6	155.6	155.6
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準内繰入金	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち赤字補てんのもの	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資本的収入分	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準内繰入金	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち赤字補てんのもの	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金収入については現在と同規模を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金はない前提としている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資は無く、資産売却による収入も無い見込みである。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費については他会計において計上。公的資金補償金免除繰上償還を行う。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方	課題－②)に対する施策 平成16年度までは担当事務職員1名の人件費を工業用水道会計で支弁していたが、平成17年度より他会計における支弁とした。これにより毎年度約2百万円の営業費用の減が図れた。計画期間中もこれを継続し改善効果を維持する。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等 ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用	課題－②)に対する施策 経費節減のため、できる限り耐用年数を上回る施設使用に努め、建設改良や修繕にかかる経費を節減する。 電気使用料金減額のため、契約内容の変更を行う。 課題－②)に対する施策 民間委託可能な業務については、官民での相対的なコスト比較を行い、経費削減が可能であれば前向きに検討をする。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	料金については現在契約している2社とは責任使用水量制による契約を行っており、使用水量の多寡にかかわらず1日最大配水能力分の料金収入がある。現状では使用水量は契約水量に比して少なく、契約企業との良好な関係、元々が独立採算できている公営企業であることなどもふまえ、料金補引き上げについては慎重に検討を行う必要がある。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	計画年度中に経営・決算状況について那賀町ホームページ上において公開できるよう努める。
○ 行政評価の導入	平成18年度より副町長及び各支所長等を構成員とする行政改革推進委員会を設置した。この委員会において施策や事務事業について計画を立てて実行しその成果を評価して、次の計画に反映させ行政資源の効果的な配分を行えるシステムを確立した。また評価結果については計画年度中に議会・住民に公表できるよう努め、行政の透明性の向上を図ることとする。
5 その他	課題－①に対する施策 公的資金補償金免除繰上償還等制度活用により高利率企業債の繰上償還を行う。 新規借入債についてはできるだけ抑制し、元利償還金の縮減と、企業債残高の減額に努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成16年度までは担当事務職員1名の人件費を工業用水道会計で支弁していたが、平成17年度より他会計における支弁とした。これにより毎年度約2百万円の営業費用の減が図れた。計画期間中もこれを継続し改善効果を維持する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	本会計においては、繰越欠損金無し。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	計画期間中の一般会計等他会計からの繰入金は予定していない。
4 その他	公的資金補償金免除繰上償還等制度活用により高利率企業債の繰上償還を行う。 新規借入債についてはできるだけ抑制し、元利償還金の縮減と、企業債残高の減額に努める。 経費節減のため、できる限り耐用年数を上回る施設使用に努め、建設改良や修繕にかかる経費を節減する。 動力費節減のため、平成19年度中に電力使用にかかる契約内容を変更し、18年度と比較して毎年度▲8万円の減額を図る。 し民間委託可能な業務については、官民での相対的なコスト比較を行い、経費削減が可能であれば前向きに検討をする。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。

2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。

3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。

4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。

5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。

8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。

10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（2）工業用水道事業

① 年度別目標

（単位：百万円、％）

課 題	目標又は実績	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決算見込）	計画前5年間 実 績	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額（料金の適正化）※1												
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	水需要の開拓												
	改善額（開拓による収入増額）												
	その他（ ）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	2	2	2	0	0		0	0	0	0	0	
	改 善 額	0	0	0	2	2	4	2	2	2	2	2	10
	給与水準	1	1	1	0	0		0	0	0	0	0	
	改 善 額	0	0	0	1	1	2	1	1	1	1	1	5
	その他（ ）	1	1	1	0	0		0	0	0	0	0	
	改 善 額	0	0	0	1	1	2	1	1	1	1	1	5
	職員給与費（退職手当）	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	職員数（人）	1	1	1	0	0		0	0	0	0	0	
	増 減 数（人）	0	0	0	△ 1	0	△ 1	0	0	0	0	0	0
4	維持管理費等								電力契約内容変更	電力契約内容変更	電力契約内容変更	電力契約内容変更	
	改 善 額（適正化）								0.08	0.08	0.08	0.08	0.32
	工事コスト※2												
	改 善 額（縮減額）												
	配水能力の見直し												
	改 善 額												
	その他（ ）												
	改 善 額												
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高	109	103	326	319	311		295	257	252	238	223	
	増 減	△ 3	△ 6	223	△ 7	△ 8		△ 16	△ 38	△ 5	△ 14	△ 15	
計画前5年間改善額 合計							4				改善 額 合 計		10.32
（参考）補償金免除額													7

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上（重複計上等）がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決算見込）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
一日平均配水量（m ³ ）の総計（全施設）①	267	267	179	330	348	350	350	350	350	350
一日配水能力（m ³ ）の総計（全施設）②	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
施設利用率（％）（①/②×100）	10.9	10.9	7.3	13.5	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
供給単価（円／m ³ ）	318	296	431	231	220	220	220	220	220	220
給水原価（円／m ³ ）	284	276	262	281	236	220	220	181	181	181

③ 施設利用率改善についての方策

注1 本項目については、計画前年度決算見込において施設利用率が6割未満の団体のみ記入すること。

2 「施設利用率改善計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

那賀町工業用水道を現在使用している企業は、施設の1日最大配水量である2440m ³ について使用申込みを行っている。料金については責任使用水量制をとっており使用量の多寡にかかわらず、2440m ³ 分の料金を徴収している。このため施設利用率（使用水量）は10％前後と低いが、これ以上利用率を上げても使用料収入は変わらない。また使用料単価は他の事業体からみても高い水準にある（右表参照）ため、これ以上の料金単価の引上げは適当でない。以上のようなことから本事業における新たな収入確保は非常に困難である。（※平成18年度使用料金算定基礎 2440m ³ ×32円×365日＝28,499千円） 一方支出面では、平成17年度から担当事務職員の人件費を他会計における支弁とした。これにより毎年度約2百万円の営業費用の減が図れた。計画期間中もこれを継続し改善効果を維持する。また動力費節減のため、平成19年度中に電力使用にかかる契約内容を変更し、18年度と比較して毎年度▲8万円の減額を図る。 今後も驚敷工業団地への企業誘致について町をあげて推進し、この重要なインフラである工業用水道事業についても無駄を省いた合理的な経営に努める。		（参考）
事業体	使用料単価	
那賀町	32.0円／m ³	
徳島県（吉野川北岸）	14.80円／m ³	
徳島県（阿南）	16.0円／m ³	

【改善額積算内訳】

1 改善額算出の考え方

①職員数の削減	・平成17年度から合併に伴い職員1名を削減した。 ・平成19年度以降も継続のため、平成16年度を基準年に改善額を算出

2 改善額

項 目	実 績					計画前5年 度 実 績	目 標					計画合計
	平成14年度 (計画前5年度)	平成15年度 (計画前4年度)	平成16年度 (計画前3年度)	平成17年度 (計画前々年度)	平成18年度 (計画前年度)		平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
①職員数の削減（基準年H16）				2	2	4	2	2	2	2	2	10
						0						0
合 計	0	0	0	2	2	4	2	2	2	2	2	10